

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、八尾市農業委員会の指針として、目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

2. 遊休農地の解消について

- (1) 遊休農地の解消目標 5,000㎡

【目標設定の考え方】

令和2年度から令和5年度まで3年間かけて、5,000㎡の遊休農地解消を目標とする。

- (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・ 農業委員と推進員による農地パトロール（農地利用状況調査）の実施と農地利用意向調査の実施
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の賃借の実施
- ・ 農地中間管理機構への貸付けの実施
- ・ 既に山林化、原野化し、農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び農地転用制度との整合性を図りながら非農地判断を慎重に検討する。

- (3) 遊休農地の解消についての評価方法

遊休農地の解消目標に対する当該年度の解消面積の割合により評価する。

3. 担い手への農地利用集積について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 3,000㎡

【目標設定の考え方】

令和2年度から令和5年度まで3年間かけて、3,000㎡の集積を目標とする。

- (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の賃借の実施
- ・ 担い手の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けの実施
- ・ 市産業政策課や農協等の関係機関と連携した新規参入者へのサポート

- (3) 担い手への農地利用集積についての評価方法

担い手への農地の集積率により評価する。

4. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 3経営体／3年

【目標設定の考え方】

過去三年間の実績により、令和2年度から令和5年度まで3年間かけて、3経営体の参入を目標とする。

目標値は、八尾市内で青年等就農計画の認定を行った経営体とする。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 市産業政策課、大阪府、大阪府農業委員会ネットワーク機構及び農協等と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんの実施
- ・ 必要に応じて、賃借可能な農地が存在する区域の農業委員及び推進委員による現地見学を実施

- (3) 新規参入の促進についての評価方法

青年等就農計画の認定を行った経営体数により評価する。